

る助成の拡充が求められている。

したがって、今後は、文化財保存に係る助成の拡充に努める必要がある。

(6) 史跡の整備

県内の史跡は、昭和58年度現在、国指定が27件、県指定が37件あり、各地域において、これらの史跡を整備し、保存と活用を図ろうとする動きが活発化している。

したがって、今後は、市町村に対する指導・援助に努め、計画的な史跡の整備を促進する必要がある。

表4-2-9 指定文化財等保存助成状況（県費）

(単位：千円、件)

区 分	年 度	51	52	53	54	55	56	57	58
		国指定等	金額 15,391	19,311	42,820	39,820	33,718	40,493	39,100
	件数	23	26	25	33	32	32	34	41
県 指 定	金額	3,011	3,703	3,940	4,970	17,030	13,442	13,140	13,800
	件数	7	4	8	6	14	20	11	16
計	金額	18,402	23,014	46,760	44,790	50,748	53,935	52,240	64,640
	件数	30	30	33	39	46	52	45	57

注：「文化課調査」(昭58)による。

第3項 文化財の愛護と公開

(1) 文化財の愛護

文化財に対する県民の理解を深めるため、「指定文化財目録」「福島県の文化財」「文化財地図」等の資料のほか、各種の文化財調査報告書を刊行している。

また、県指定文化財のうち建造物、史跡及び天然記念物について、標柱及び説明板を設置し、文化財に対する理解と愛護精神の普及に努めている。

今後とも、文化財に対する県民の理解と愛護精神の高揚に努める必要がある。

(2) 文化財の公開

文化財の公開は、文化財の活用の最も一般的な方法である。しかしながら、文化財のうちには、常時公開することが困難なものもある。

建造物については、一部を除き一般公開されており、その中には、歴史民俗資料館等として活用されているものもある。

美術工芸品や有形民俗文化財については、博物館や歴史民俗資料館で公開されているが、展示・公開のための施設や設備の面でまだ十分とは言えない状況にある。

無形民俗文化財については、民俗芸能の公演・発表等を通して保存・伝承が図られてきている。県では、県民の一層の理解を深めるため、民謡まつり及び民俗芸能大会を開催し、無形民俗文化財の発掘や記録保存に努めている。

考古資料については、埋蔵文化財発掘調査により膨大な数量に達しており、市町村等で整理・保管されてはいるものの、管理が十分とは言えず、一部を除いて公開されていない。

したがって、今後は、文化財の活用を図るため、より一層公開を促進する必要がある。